



2022年8月29日

各位

会社名株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山 泰仁
(コード番号: 6548 東証グロース市場)
問合せ先 取締役執行役員 岩田 静絵
コーポレート本部長
E-mail: ir@tabikobo.com

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付） の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当てによる第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（21,480,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、2022年8月12日公表の「第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

(参考)

本新株予約権発行の概要

①	割 当 日	2022年8月29日
②	発行新株予約権数	60,000個
③	発行価額	総額21,480,000円（新株予約権1個当たり358円）
④	当該発行による潜在株式数	6,000,000株（新株予約権1個につき100株）
⑤	資金調達額	総額4,110,080,000円（注）
⑥	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は683.1円とします。 本新株予約権の行使価額は、2022年8月30日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。 但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額（以下「修正後行使価額」といいます。）が下限行使価額である341.6円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
⑦	行使請求期間	2022年8月30日～2024年8月29日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法によります。 LCAO 48,000個

	MAP246 12,000 個
⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権に係る引受契約（以下「新株予約権引受契約」といいます。）において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められます。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2022 年 8 月 29 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
⑩ その他	<p>当社は、2022 年 8 月 29 日付で、割当予定先との間で割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件に本新株予約権を引き受ける旨の新株予約権引受契約を締結いたします。</p> <p>新株予約権引受契約において、以下の内容が定められます。</p> <p>※本新株予約権の取得請求権</p> <p>当社株式について、①公開買付者が当社の役員である公開買付け（公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）が開始された場合、②上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為（以下に定義します。）が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイズアウト事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東証による監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます（当該通知を送付した日を、本項目において「取得請求日」といいます。）。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 5 取引日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権 1 個当たり、当該取得請求日の直前取引日における当</p>

社普通株式の普通取引の終値（当該取引日において終値がない場合には、それに先立つ直近の取引日であって終値のある日における終値）から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に、当該取得請求日時点で有効な本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額、又は本新株予約権 1 個当たりの払込金額のいずれか高い金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。当該取得請求における取得価額を上記のとおり設定したのは、上記①乃至⑥の事由が発生した場合、割当予定先の合理的な支配が及ばない事由により当初予定していた本新株予約権の行使が困難となる蓋然性が高まることから、そのような場合に割当予定先の利益を一定程度保護することを目的としたものです。とりわけ本新株予約権の発行においては、下記のとおり行使コミットを設定しており、割当予定先は原則として行使コミット期間内に本新株予約権の全部を行使することを想定した上で、本新株予約権の引受について合意に至ったものであることから、当該事情を考慮し、上記①乃至⑥の事由が発生した場合には、割当予定先の利益を一定程度保護するため、残存する本新株予約権を行使したならば得られたであろう利益を、当該取得請求がなされた時点での当社株価及び行使価額に基づき算定することとし、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と比較していずれか高い金額にて当該取得請求ができることといたしました。なお、当該取得請求日の直前取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合には、当該終値から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に当該取得請求日時点で有効な本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた金額よりも本新株予約権 1 個当たりの払込金額の方が高くなるため、当該取得請求における取得価額は本新株予約権 1 個当たりの払込金額となります。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東証の有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

本項目における「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

「支配権変動事由」とは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23

第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、(i)当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii)当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(iii)上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。

※本新株予約権の買戻

当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取るものとします。割当予定先は、当社の口座にかかる買取りによる当該本新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程その他の法令、関係規則等に従い、かかる記録のために割当予定先がとるべき手続を行います。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該条項に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。

※行使コミット

割当予定先は、2022年8月30日以降、262計算対象日(以下に定義します。)の期間(以下「行使コミット期間」といいます。)内に、保有する本新株予約権の全てを行使するものとします。なお、各新株予約権の行使は制限超過行使に反しない限度で行われるものとし、行使コミット期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下の①に該当する取引日が合計で20取引日以上となった場合には、割当予定先は本新株予約権の行使を行う義務を免除されます(但し、割当予定先は、当該条項に定める本新株予約権の行使を行う義務を免除された後も、制限超過行使に反しない限度で、自らの判断により残存する本新株予約権を行使することができます)。

「計算対象日」とは、①東証における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回っている場合、②当該取引日における当社普通株式の株価が一度でも当該取引日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の90%以下となった場合、③当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合、④災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます。

	<p>※譲渡制限 割当予定先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。</p> <p>※優先的交渉権 当社は、払込期日から2024年8月29日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称します。）を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上